

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部健康づくり課 (06-6226-8409)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定施設等における喫煙の禁止等にかかる命令
概要	正当な理由がなく、喫煙禁止場所で喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は喫煙禁止場所からの退出を命令することができる。
根拠法令等 及び条項	健康増進法第29条 附則第2条 附則第3条
処分基準	<p>正当な理由がなく、次の法第29条第1項第1号から第5号により、特定施設等の区分に応じ規定されている場所で喫煙している場合は、喫煙の中止又は同項第1号から第3号までに規定されている特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1種施設 次に掲げる場所以外の場所             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 特定屋外喫煙場所</li> <li>ロ 喫煙関連研究場所</li> </ul> </li> <li>2 第2種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第33条第3項第1号に規定する喫煙専用室の場所</li> <li>ロ 喫煙関連研究場所</li> </ul> </li> <li>3 喫煙目的施設 第35条第3項第1号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所</li> <li>4 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所</li> <li>5 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 第33条第3項第1号に規定する喫煙専用室以外の内部の場所</li> </ol> <p>※附則第2条及び第3条の読み替え規定により、上記喫煙専用室は、喫煙可能室・指定たばこ専用喫煙室を含む。</p>
ホームページ	
備考	